

# 『かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）』に 当院が認定されました

当院は厚生労働省より令和3年2月1日に、専門的に予防のための定期管理（メンテナンス）を行う『かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所』に認定されました。この制度は、口腔機能の維持・改善により国民の健康寿命の延伸とQOL

（生活の質）の改善を図るため、平成28年に国が新設した認定制度です。厳しい施設基準が設けられているため、全国約7万件の歯科医院のうち、まだ10%弱しか認定されていません。

当院は、これまで皆様のお口のかかりつけ医として、世界基準の機器の導入や技術の研鑽を重ねて参りました。虫歯や歯周病治療だけでなく、患者様が20年、30年後もお口の良い状態を維持できるよう予防歯科にも尽力してきました。この認定を受け、今まで自費診療（保険外診療）でしか出来なかった幾つかの予防医療処置も保険診療で可能になり、今後も、皆様のお口のかかりつけ医として、一人でも多くの患者様の口腔内を守り、幸せな人生を送っていただけるよう更なる予防体制の確立を目指していきます。

予防に関するご相談やご不明点がございましたら、ご遠慮なくスタッフにお尋ねください。

医療法人社団公歯会 神田橋デンタルオフィス  
理事長 帆足公人



日本の保険医療制度上、従来は虫歯や歯周病治療のみ保険適用が認められていました。予防処置はある限られた場合に認められ、その他は自費診療の扱いでした。しかし、『かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所』に認定された歯科医院は、虫歯や歯周病などの予防メンテナンスを、毎月保険診療の範囲で行うことが可能です。当院はその施設基準をクリアし、令和3年2月1日に認定された全国で数少ない歯科医院です。患者様にとって、以前よりも格段に質の高い予防処置が保険適用で提供出来るようになりました。一部負担金が高くなる場合もありますが、以前まで自費診療でしか受けられなかった施術も含まれますのでご理解ください。